

< 小田原市自治基本条例検討委員会 会議録 >

会議名	第26回小田原市自治基本条例検討委員会	
日時	平成22年7月30日(金) 18:30~20:50	
場所	小田原市役所3階301会議室	
議題	1 骨子案検討第3ステージ② 2 その他	
資料	・次第 ・資料1: 骨子案たたき台	
出席者	委員会	松下委員長、池田委員、木下委員、瀬戸委員、高松委員、森谷委員(欠席; 廣井副委員長、片野委員、金井委員、椎野委員、野坂委員) 今井ファシリテーター
	事務局(市)	【行政改革推進課】田中課長、豊田課長補佐、関担当主査 【企画政策課】中井担当主査 【総務課】二見主査 【地域政策課】府川担当主査、鈴木主査
傍聴者	1名	

1. 骨子案検討 第3ステージ②

- 委員長
- ・ 前回に引き続き、骨子たたき台の検討を進める。
 - ・ 本日は、6-3の住民投票から検討する。この章はこれまでの議論をまとめた形になっている。十分な論議をして決めていくのが本筋だが、どうしても定まらない場合や極めて例外的な場合に一つの方法として住民投票があるということ。また、住民投票を行う際は、正しい判断ができるように、十分に素材の提供が行われるべきであるということ。
- 高松委員
- ・ 住民投票についての議論は、自治基本条例制定後2-3年経過して、条例が普及して市民の意識が高まってきた頃に改めて行ったらどうか。
- 委員長
- ・ この住民投票の部分の骨子が条例という形になれば、まちの重要な課題が出た場合、まずは広く情報共有が行われ、市民参加による十分な議論により解決が図られることになる。しかし、2-3年後の状況によっては、条例の趣旨が運用されていない場合もあるかもしれない。そのような場合に改めて住民投票の議論が出るかもしれないし、少なくとも条文がうまく機能するようにしていかななくてはいけないということ。
 - ・ 条例の実践具合の進捗状況によって、再度住民投票の議論をすれば良いのではないかというのを、説明の中に入れておくのも一つの方法である。
- 森谷委員
- ・ 2点質問したい。住民投票は市長の特権という考え方があったはずだが、ここでは議会も行うことができるとなっている。また意見分布状況という言葉は、どういう意味なのか。
- 今井ファシリテーター
- ・ 議会が独自に住民投票条例を作ることによって住民投票を行うことはできる。
 - ・ また、住民投票といっても、スイスやアメリカの一部の州のように、住民投票の結果をそのまま判断の決め手になるようなことにはならない。結果は尊重されるが、あくまで参考意見であり、最終的には、議会や市長が判断することになる。その判断材料となる市民意見がどのように分かれているかということについて、意見分布状況という言葉を使っている。場合によっては選択肢が3つ以上になることもあるだろう。

- 委員長
- ・言葉としては、「住民の意見」で良いだろう。
 - ・住民投票についての議論を詰めていくには、おそらく、専門の委員会を作って相当な議論をしないと難しいだろう。ここでは、地方自治法の枠の範囲内で、充実するものとしてほしいという内容までとしたい。
 - ・次に7のこの条例を実践していくための取組について議論を進める。この規定は、条例を担保するための仕組みとして、とても大事な条文である。
- 今井ファシリテーター
- ・自治基本条例は、例えて言うなら漢方薬のようなもので、すぐには結果が出ないという言い方をされるものである。しかし、条例に取り組む姿勢については、目に見えるべきであり、そのようなことを位置付けたい。
- 委員長
- ・条例を作りっぱなしにしないために、条例の実践状況の把握、評価、公表というものを取り入れたい。行政内部と市民、議会による評価検証というのが3つの柱。
 - ・条文の中に「行政あるいは市民による多様な評価」と入れたらどうか。
- 事務局
- ・確かに、評価というのは一つの方法である。しかし、条例を作ってから5年くらいまでは、今までになかった部分を条例に従って埋めていく形で評価すべき事業というのができると思うが、10年、20年と成熟すればするほど、例年に比べて新しい評価結果を提示することが難しくなるだろう。この条例は期間を定めているわけではないので、そういう意味で条文をどこまで踏み込んで書くかというのは悩ましい。具体的な実現方法をイメージしないまま、安易に書けないので、敢えて「把握し公表する」という表現とした。
 - ・現在でも、毎年、市役所の実施している様々な事業について事務事業評価を行っており、自治基本条例関連で類似した評価を別途行うということは事務的にも疑問がある。
 - ・市役所でも様々な形の多面的観点からの評価を重視していこうという流れがある。そういった大きな流れの中で、市民協働という観点を重要項目の一つとして事務事業評価を進めていくのが良いのではないか。自治基本条例の実践状況を評価するというように特化しない方が、市政全体の取組状況について、分かりやすくなると思う。
- 委員長
- ・今の議論は「評価」という言葉が対象になってしまっているが、大事なことは、この条例を具体的に前に進めるための担保として進捗状況が分かるようにしたいということ。7-2にある「実践の状況を把握し、公表する」というのは、私が言った「評価」とどう違うのか。
- 事務局
- ・「公表する」の中に、委員長がおっしゃった自己評価が含まれるが、永続的に評価して数値化するという見せ方ができるかどうかは、難しいと思っている。
- 委員長
- ・もちろん、無駄なことや評価のための評価などという形だけのことは行う必要はない。しかし、この条例を前に進めるという一つの方法として、「今年はこれをやった」と目に見える形で確認できることが、特に初期の段階では大事なことだと思う。やはり、評価という言葉を入れた方がハッキリするのではないか。
 - ・市民による評価についてはどうか。
- 事務局
- ・市民による評価は大事なことだと思う。
 - ・しかし、外部評価の前にきちんと内部評価を行うことこそが大事なこと。まずは事業内容を一番把握している者がきちんと内部評価を行い、その上で外部評価を行うことで、外部評価が活きてくる。条文には評価の仕方、手法までは限定しない方が良いのではないか。
- 委員長
- ・自分の仕事を自分でしっかり評価するというのは基本である。
 - ・自治基本条例は行政を評価するだけのものではない。市民の活動、自治会活動、NPOといった活動を市民自身が確認するのも大事なことであり、それを行政が評価するのではなく、市民も自分達の問題として、自らの活動について評価することが必要である。
 - ・市民もやる、行政もやる、みんながやるというのがこの条例の一貫した考え。評価の部分を行政だけとすると前段と矛盾してしまう。
 - ・確かに、あまり市民評価というのを前面に出すと、言葉が一人歩きをするという懸念はある。イメージは、様々な意見を聞きながら、条例の進捗状況を協働で評価していくというもの。

- 今井ファシリテーター
委員長
- ・書き方としては、「市民、行政による多様な評価」といった、ざっくりとした書き方が良いのかもしれない。
 - ・市民評価の制度設計が難しいというのは良く分かるので、毎年が難しいのであれば、やや幅のある書き方をしたらどうか。
 - ・評価の内容あるいは把握する中身については書かずに、この条例の趣旨、条例がその通りに行われているかどうかを把握して公表するということが良いのではないか。
 - ・また、評価という言葉が固いイメージがあるということならば、それは変えれば良い。この骨子案では地域団体やNPOについて様々なことを書かれている。それがそのように進んでいるかどうかというのを確認するというのが大事なことで、それを皆でやろうということ。それを行政のことを評価するとなったら話が違ってしまふ。評価という言葉だからわからなくなってしまうのかもしれないが、評価ではなく考える機会を作っていくということなのだと思う。
- 事務局
- ・評価というものを考えたとき、最初の5年くらいは皆がやる気を持っておりできると思うのだが、10年、20年経つと多分評価疲れを起こしてしまう。行政の取組、あるいはNPO、市民団体同士の取組とか、市民個々の取組のようなものを把握する、その際に、これは良い取組として公表するというのも評価の一つのやり方であり、例えば表彰するというのも評価の一つである。現状では、評価という言葉しか思い浮かばないのだが、様々な手法を考えられる余地を残して欲しいというのが、先程から言っている話になる。
- 委員長
- ・評価のための評価というものは現実にたくさんある。何も変わらないし、時間の無駄である。実質的に効果のあるものでなければいけない。委員の共通理解としては、役所だけではダメ、自分達も当事者になって考えていくということ。それが評価ではなく確認という言葉になるのか。ここで結論を出すのは難しい。趣旨をまとめてもらい、言葉を考えてみて欲しい。
- 今井ファシリテーター
委員長
- ・個人的には「省みる」という言葉も良いと思う。なんらか、市民というのを入れるということが良いか。
 - ・市民を入れないと、相変わらず市民は文句を言う人になってしまう。市民団体も含めて、考える機会というのがないといけないのではないかということ。
- 事務局
- ・7-2で主語「行政は」となっているが、今の話を聞くと、市民が評価することや市民自身が市民の活動を省みるということもあるということか。主語はいろんなパターンがあり、主語にどこまでこだわるのかというのがある。評価を行うものについては、行政、市民ということになるか。
- 委員長
- ・その形で組み立ててみたらどうか。この骨子案は、一貫して、行政、市民それぞれが主体で、それぞれが考え実践していくというもの。お互い協力し合うこともあるし、チェックし合うこともあるという組立できている。
- 高松委員
- ・7-2の主語は、行政となっているが、これを「市民と行政と議会」として、その3者が「自らがこの条例の実践の状況を把握し公表する」というようにすると、平等性もある。条文上問題がなければ検討していただきたい。
- 今井ファシリテーター
委員長
- ・三者を主語にするという形で修正してみたい。
 - ・その形で再度見てみることにする。
- 森谷委員
- ・自治基本条例そのものの見直しや評価と、自治基本条例にもとづく諸活動の評価と2つあると思うが、7-1はそのどちらに当たるかが曖昧になっているように感じる。

- 委員長 ・自治基本条例そのものの評価というのは7-3で、7-2は進捗状況のことを言っている。自治基本条例に基づく実践を確認するというので、こちらの方が大事だと思う。
- 高松委員 ・「市民参加により見直しを行う」というのは、どんなイメージなのか。
- 今井ファシリテーター
委員長 ・一番ざっくりした形で書いた。見直し等について、さらに深めておく必要があれば、これから議論して欲しい。
- 森谷委員 ・他市の条例で、5年後に見直すという条文がよくある。これは、裏返せば5年後までは条例を触らないということ。本検討委員会のものは、できる限り実践して、必要に応じて直していくという考え方。施行後、細かな形式の改正ならともかく、足りない条文があった場合は、この自治基本条例を作ってきたと同じように、議論しながら市民の意見を聞きながらやっていくということを宣言している。これはこれで良い。
- 森谷委員 ・個人的意見だが、抜けていることがかなりあると思っている。今後の状況の変化にもよるが、改正するというより、今回のやり方を発展したような手続きで、条項を追加していくようなイメージを持っている。
- 委員長 ・むしろ書いてない空白がたくさんある方が良いかもしれない。それにより、今後、足りない、追加したほうが良いという議論に発展することもある。
- 今井ファシリテーター ・今後10年くらいで地方自治法の抜本改正が行われる可能性がある。そうなった時には、いろいろ書き足さなければいけないことが出ることが予想される。しかし、そうでなければ現状の骨子案の内容は、早々ぶれる話ではない。そう考えると直すよりも加えるという、森谷委員の発言のイメージに近いものになっていると思っている。
- 委員長 ・地方自治法の改正がどのようになるかは分からないが、おそらく組織原理に踏み込むことになる。議会の仕組みとかそういうのを自治体で決めることになる。その時が勝負になる。それぞれのまちが、自治基本条例の策定過程を踏まえてそれができるかどうか。自治力を問われることになる。大事だと思うのは、やはりこういう基本的なことを、皆で知恵を出しながら、まず市民が考えていくということ。それが次に繋がっていく。
- ・自治基本条例にも、これから加わることはたくさん出てくるだろう。その時に、この検討委員会が進めてきたその精神が生きてくる。この条例が出来たから世の中が変わる、というよりも、これを機会として捉えたいと思う。
 - ・残りの時間で、最初の前文から通しで見直してみたい。
- 事務局 ・前文から3-4の自治の担い手の育成までの部分は、第24回検討委員会の検討結果を反映させている。前文については、「前例にとらわれることなく」というのを追加し、「まちづくり」を「自治」に変更している。
- 森谷委員 ・他所でも出てくるが、「住み続けたい」という部分については、「住む」ということと「暮らす」ことがあるが、意味からいうと暮らしを続けていくというのが、持続可能なまちに近いと思う。
- 木下委員 ・言葉を考えると「住む」と「暮らす」は多少違う。「暮らす」という言葉は、生活を根付かせているという感じがする。「そういうまちづくりを連綿と続けていく」というのも削ってしまったほうが良い。
- 委員長 ・「より一層幸福感をもって暮らし続けるまち」としてみたい。
- ・次に基本的な考え方に進む。ここからは、最終的には条文になる。
 - ・一般的には、「住みよいまち」というのが使われる場合が多いのだが、「幸福感をもって暮らし続けるまち」というのは魅力的な表現である。ぜひ、使っていきたい。
 - ・「協働」については、どこまで議論が進んでいたか。
- 今井ファシリテーター ・「協働」という言葉を使うということになっている。「市民自治」と「協働」と2本柱にした関係で、広く言われている「協働」の意味よりは広い意味を含むこととなっている。

- ター 過去の議論では、「共治」という言葉の方が混乱がないのではないかというものもあった。
 ・他市の条例では「市民参加」や「協働」という章があったりするが、この骨子案では「協働」という章立てがないということになっている。ただし、「3 地域活動と市民活動」の辺りに「協働」の内容が盛り込まれている。
- 委員長 ・「共治」はガバナンスという意味だが、今はほとんど使われていない。骨子案の言葉としては「協働」で良いだろう。
- 森谷委員 ・「条例や規則をつくったり、変更したりする際」ということだが、新しく作るだけでなく、現行の条例を見直すことはあるか。このままだと、新しく作る時だけに整合を図るみたいに取り替えてしまう。
- 今井ファシリテーター
 委員長 ・どちらも整合を図る。急かすような書き方もできるが、そういう書き方にはなっていない。
 ・次に2の市民について進める。
 ・2-5として、子どもについての項が2案用意されている。
- 木下委員 ・個人的に選ぶなら(a)としたい。
- 池田委員 ・第1印象としては(b)が良い。
- 瀬戸委員 ・(a)が良い。(b)は文章が難しすぎる。
- 高松委員 ・(a)が良い。「市民、議会、行政」と三者が入っているのが良い。
- 委員長 ・(a)の良さというのは、仕組みとして道徳を説くのではないというところ。(b)も良いのだが、精神論すぎるきらいがある。(a)の方は仕組みをつくっていくとなっているので、この方がやや条例的であると思う。これは(a)を採用することとしたい。
- 高松委員 ・2-4が分かりにくい。もう少し文章を整理できないか。
- 委員長 ・ここで言いたいことは、自分では解決できないような課題に取り組んでいる地域活動とか市民活動があることを認識して、できる範囲でそれに関わり、あるいは応援していくということが大事だということ。その辺の言葉が少し抜けていると思う。
- 今井ファシリテーター ・2-2は自治を支える当事者として、やれることをやっていく。2-3は自分達でやれることは自分達でやる、それがスタートだということ。2-4は、自分で出来ないこと、他の人達が頑張ってくれていることに対しては、積極的に応援していく、ということ。2-4は割と新しい概念になる。
- 森谷委員 ・「個人としては」と考えるとわかりやすい。
- 瀬戸委員 ・2-4で「自ら解決できないような課題」に対して、困っている本人が「市民自身が支え、応援していく」というのはわかりにくい。
- 今井ファシリテーター
 委員長 ・「自身」という表現は、自分に跳ね返ってくるようなイメージになるので変更したい。
 ・「自身」は取ることにする。
 ・次に、3の地域活動と市民活動へ議論を進める。
- 森谷委員 ・3-1-2に「福祉、環境、防災、健康」とあるが、教育は入らないのか。

- 今井ファ
シリテー
ター
事務局
- ・「教育」を加えたい。また、この部分は、このように列記する形で良いか。その場合に不足はないか。
 - ・「防災」だけであると「防犯」が含まれない。防犯の意味を含めて、「安全・安心」を入れるというのはどうか。
- 瀬戸委員
- ・会合などで話す場合は「安心で安全な」と使うが、文章で書くときは「防災・防犯」と書く。
- 委員長
- ・「安全・安心」というのはやや抽象的で目標のようにも取れる。ここでは、「教育」と「防犯」を入れることとする。
- 瀬戸委員
- ・3-1-3について自治会の記述については、自治会関係の事務局である地域政策課と総連の会長さんとで、文章の確認をお願いしたい。
- 事務局
- ・了解した。
- 委員長
- ・3-2については、3-2-2は市民活動団体が実践されているということ、それを3-2-3で様々な主体が応援するとしている。行政が応援するのはもちろんのこととして、市民も応援する、様々な主体が応援する。それが良いまちになっていくのではないかという考え方。
- 今井ファ
シリテー
ター
委員長
- ・補足になるが、3-1の地域活動と3-2の市民活動は同じ構成としているが、地域活動では、自治会を特出ししているので、1つ項目が多くなっている。
 - ・ここはこれで良いだろう。
 - ・次の3-3の様々な活動の連携という内容。これはこの検討委員会の独自性がある部分である。
- 森谷委員
- ・3-3-2にある「交流と対話により信頼関係を気付くための場づくり」とあるが、この「場」というのは、例えば協議会とか、いろいろな組織だったりという捉え方か。また3-3-3の「連携・交流を促進していくための人材」では、人材だけではなく組織みたいなものも有り得ると思う。そのような表現が何かできないか。
- 今井ファ
シリテー
ター
委員長
- ・場というのは、協議会のような組織的な集まりや会議とかだけではなくて、空間あるいは空間というのを司る事務局機能みたいなものを含めたものを「場」と表現している。また、3-3-3については、確かにコーディネーターという個人だけではなく、森谷委員の発言にあった組織的な動きなども含まれるだろう。「連携・交流を促進していくための人、組織の発掘育成に努めます」とするのが良いかもしれない。
 - ・場については、解説の中で、「機会も含めて場である」と補足すれば良いのではないか。またコーディネーターの部分は、個人だけに限定するのではないということが分かるようにしたい。
- 高松委員
- ・3-3-1と3-3-2が「必要です」と結ばれており、3-3-3は「努めます」となっているが、全て「努めます」という表現の方が良いのではないか。
- 今井ファ
シリテー
ター
事務局
- ・この自治基本条例が、新しい自治の仕組みに繋がっていかねばいけないと考えている。そのためには、「やろうと思ったときに、それができる仕組み」が作られる書き方が大事である。努力義務規定のような表現になると、個人や個々の団体組織に委ねてしまうことになる。「必要です」「努めます」はそのような判断基準で書いている。
 - ・「必要です」という部分は、現状認識としてそれを皆が求めているということ。「努めます」となると、例えば場づくりを提供できるところは良いが、できないところもある。そこにまで「努めます」というのは、返って活動を萎縮させるようなことになる。あまり強力な表現というのは、団体によっては厳しい。

- 委員長
- この部分は、この内容で良いだろう。
 - 本日の最後として、3-4に議論を進める。この条文は、3-2などと重複することはないか。多少の重複は良いと思うが。
- 今井ファ
シリテー
ター
- 委員長
- 重複がなければこれで良い。
 - 今日の議論はここまでとする。次回8月9日の検討委員会が骨子案の最終の検討となる。委員には、特に4～7の部分について、事前に意見を事務局に出していただくようお願いしたい。それをベースとして次回の検討を行いたい。
 - 本日も長時間お疲れ様でした。